

新潟市環境影響評価技術指針

目次

- 第１ 趣旨等
 - 第２ 環境影響評価等実施の基本方針
 - 第３ 環境影響評価の項目並びに調査，予測及び評価の手法の選定に関する指針
 - 第４ 事業特性及び地域特性の把握
 - 第５ 環境影響評価の項目の選定
 - 第６ 調査，予測及び評価の手法の選定
 - 第７ 参考手法
 - 第８ 調査の手法
 - 第９ 予測の手法
 - 第１０ 評価の手法
 - 第１１ 環境保全措置に関する指針
 - 第１２ 環境保全措置の検討
 - 第１３ 検討結果の検証
 - 第１４ 検討結果の整理
 - 第１５ 事後調査
 - 第１６ 事後調査の項目等の選定に関する指針
 - 第１７ 方法書の作成
 - 第１８ 準備書の作成
 - 第１９ 評価書の作成
 - 第２０ 事後調査報告書の作成
 - 第２１ 環境影響を受ける範囲と認められる地域
- 附則

第１ 趣旨等

- １ この新潟市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は，新潟市環境影響評価条例

（平成21年新潟市条例第5号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により，同条第2項各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 2 この技術指針は，対象事業に共通するものとして定めるものであり，事業者は，対象事業の種類，規模その他事業計画の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）を勘案して，環境影響評価及び事後調査（以下「環境影響評価等」という。）を行うものとする。
- 3 この技術指針は，今後の事例の集積又は科学的知見の進展等に応じて，必要な改訂を行うものとする。

第2 環境影響評価等実施の基本方針

1 対象事業

条例第2条第2項に規定する対象事業とする。

2 環境影響評価等を行う主体

環境影響評価等を行う主体は事業者とする。ただし，都市計画事業についての環境影響評価等を行う主体は，事業者または土地利用，都市施設の整備等に関する計画を定める都市計画決定権者とする。

3 指針の改定

この技術指針は，今後の事例の集積又は科学的知見の進展等に応じて，必要な改訂を行うものとする。

4 用語

この指針で使用する用語は，この指針で定めるものの他，条例で使用する用語の例による。

第3 環境影響評価の項目並びに調査，予測及び評価の手法の選定に関する指針

対象事業に係る条例第5条第2項第1号に規定する環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査，予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については，第4から第10までに定めるところによる。

第4 環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握

- 1 事業者（都市計画決定権者を含む。）は，対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査，予測及び評価の手法を選定するに当たっては，計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で，当該選定を，当該選定を行うために必要と認める範囲内で，当該選定に影響を及ぼす

事業特性及び地域特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する情報

ア 対象事業の種類

イ 対象事業の規模

ウ 対象事業実施区域の位置

エ 対象事業の工事の実施に係る工法，期間，工程計画など工事計画の概要

オ 対象事業実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容の概要（以下「事業活動の概要」という。）

カ その他の対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する情報

地域特性に関して把握すべき情報は、次の表に掲げるとおりとする。

	地域特性に関する情報の種類		把握すべき情報の内容
自然的状況に関する情報	1	気象，大気質等に関する大気環境の状況	風向，風速，気温，降水量，日射量等の一般的な気象の状況，大気質，騒音，振動，悪臭等に係る環境の状況，環境基準等の達成状況及び公害苦情等の発生状況
	2	水象，水質等に関する水環境の状況	形態特性，流量，流域面積，水深，流況等の一般的な水象の状況，水質，底質，地下水等に係る環境の状況，環境基準等の達成状況及び公害苦情等の発生状況
	3	土壌及び地盤に関する状況	土壌に係る環境の状況，環境基準等の達成状況及び公害苦情等の発生状況，地盤の性状及び地盤沈下の状況並びに公害苦情等の発生状況
	4	地形に関する状況	起伏，三角州，河川，湖沼，地盤性状等の一般的な地形及び海岸地形，水底地形等
	5	地質に関する状況	地層，地質構造，岩石の分布等の一般的な地質，たい積物の状況等
	6	動植物の生息又は生育，植生及び生態系の状況	陸生及び水生の動植物の主要な種及び生育又は生息状況並びに群落及び集団繁殖地及び越冬地等の分布，注目すべき動植物の分布状況等の植物相及び動物相に関する一般的な状況

社会的状況に関する情報	7	景観及び人と自然との 触れ合いの活動の状況	景観資源及び眺望点の概要，注目すべき景観資源及び眺望点の分布等の景観特性，野外レクリエーション地の概要及び注目すべき野外レクリエーション地の分布及び特性並びに日常的な自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設等の概要及び注目すべき施設等の分布及び特性
	8	文化財に関する状況	有形文化財（建造物），有形民俗文化財，記念物（史跡，名勝及び天然記念物），文化的景観，伝統的建造物群，埋蔵文化財等の分布状況
	9	一般環境中の放射性物質の状況	一般環境中の放射性物質に係る環境の状況
	10	その他の事項	
	1	人口に関する状況	人口の分布，動態，密度，世帯数及び集落の分布等
	2	産業に関する状況	産業の構造，産業人口，生産品目，生産量及び生産額等
	3	土地利用に関する状況	都市計画の市街化区域，市街化調整区域及び用途地域その他の土地利用の状況，土地利用の指定状況及び土地利用の将来計画等
	4	河川，湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	水面利用その他の水利用の状況，漁業権及び保護水面の設定状況，井戸の設置状況及び地下水の利用の状況等
	5	交通に関する状況	道路，鉄道，飛行場及び航路の位置及び利用状況，交通の将来計画等
	6	公共施設に関する事項	学校，病院，福祉施設，保健医療施設，文化施設等の位置，利用状況等
	7	生活環境施設等環境の保全に関する施設の状況	水道，下水道及び廃棄物処理施設の状況並びにその将来計画等
	8	環境の保全に係る法令，条例等による指定，規制等に関する状況	自然環境保全法，自然公園法，大気汚染防止法，水質汚濁防止法，騒音規制法，振動規制法，土壤汚染対策法，景観法，鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律，新潟県自然環境保全条例，新潟県立自

		然公園条例，新潟県生活環境の保全等に関する条例等に基づく環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況，新潟市生活環境の保全等に関する条例等に基づく環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況，文化財の指定状況等
9	環境保全計画等の策定の状況	市，新潟県又は国が策定した公害防止に関する計画，環境保全に関する計画等
10	その他の事項	

2 事業者は，前項第1号に掲げる情報を把握するに当たっては，当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

3 事業者は，地域特性に関する情報を入手可能な最新の文献その他の資料により第1項第2号に掲げる情報を把握するとともに，当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握することとする。この場合において，事業者は，当該資料の出典を明らかにできるよう整理するとともに，必要に応じ，市，新潟県若しくは国，専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し，又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。

第5 環境影響評価の項目の選定

1 事業者は，対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては，対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがあるとされる環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において，事業者は，別表第1に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で，当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因についてこれらの表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ，前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定するものとする。

2 事業者は，前項の規定による選定に当たっては，事業特性に応じて，次に掲げる影響要因を，物質の排出，土地の形状の変更，工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し，当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

（1）対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として，対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には，当該撤去又は廃棄を含む。）

(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

3 前項の規定による検討は、次の各号の表に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を複合的に考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）

環境要素の区分		環境影響評価の項目
1 大気環境	大気質	硫黄酸化物，窒素酸化物，一酸化炭素，浮遊粒子状物質，石炭粉じん，炭化水素類，粉じん，ばいじん，有害物質等
	騒音	騒音（一般環境騒音，道路交通騒音，建設作業騒音，工場・事業場騒音，航空機騒音，鉄道・軌道騒音等），超低周波音
	振動	振動（道路交通振動，建設作業振動，工場・事業場振動，鉄道，軌道振動等）
	悪臭	悪臭
	その他	気象等
2 水環境	水質	水の汚れ（化学的酸素要求量，生物化学的酸素要求量，大腸菌群数，n-ヘキサン抽出物質含有量），水の濁り（浮遊物質，濁度），富栄養化（窒素，リン），溶存酸素量，水素イオン濃度，有害物質，塩分，水温等
	底質	底質の汚れ（化学的酸素要求量，硫化物，水素イオン濃度，窒素，リン，強熱減量），水底の泥土，有害物質等
	地下水の水質及び水位	塩化物イオン濃度，有害物質，地下水の流れ，地下水の水
	その他	位等 流向及び流速，水象，潮流等
3 地質環境	地形及び地質	重要な地形及び地質等

	地盤	地盤及び斜面の安定性，地盤沈下，地盤変動等
	土壌	土壌汚染
4 その他の環境	その他	日照障害，電波障害，風車の影等

（２）生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査，予測及び評価されるべき環境要素（第５号に掲げるものを除く。以下同じ。）

環境要素の区分	環境影響評価の項目
1 動物	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地等
2 植物	重要な植物種・群落及びその生育地等
3 生態系	上位性，典型性及び特殊性の観点から地域を特徴づける生態系等

（３）人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査，予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

環境要素の区分	環境影響評価の項目
1 景観	主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観等
2 人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場等

（４）環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

環境要素の区分	環境影響評価の項目
1 廃棄物等 （廃棄物及び副産物をいう。）	建設工事に伴う副産物，廃棄物等
2 温室効果ガス等 （排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。）	メタン，二酸化炭素等

(5) 文化財の保全を旨として調査，予測及び評価されるべき環境要素

環境要素の区分	環境影響評価の項目
1 文化財	文化財

(6) 一般環境中の放射性物質について調査，予測及び評価されるべき環境要素

環境要素の区分	環境影響評価の項目
1 放射線の量	空間線量率及び放射能濃度

4 事業者は，第1項の規定により項目を選定するに当たっては，必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。この場合において，当該助言を受けたときは，その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また，当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

5 第1項の規定により項目を選定するに当たっては，次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は，必要に応じ参考項目を選定しないものとする。

(1) 参考項目に関する環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合における当該参考項目。

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に，参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合における当該参考項目。

6 事業者は，環境影響評価の手法を選定し，又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては，必要に応じ第1項の規定により選定した項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行うものとする。

7 事業者は，第1項の規定による項目の選定を行ったときは，選定の結果を一覧できるよう整理するとともに，選定項目として選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。

第6 環境影響評価の項目に係る調査，予測及び評価の手法の選定

1 対象事業に係る環境影響評価の調査，予測及び評価の手法は，事業者が，選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い，次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める事項を踏まえ，第7から第10までに定めるところにより選定するものとする。

- (1) 第5第3項第1号の表に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
- (2) 第5第3項第2号の表中1及び2に掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地及び越冬地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- (3) 第5第3項第2号の表中3に掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。以下同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。以下同じ。）又は特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。以下同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（以下「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生息環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。
- (4) 第5第3項第3号の表中1に掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- (5) 第5第3項第3号の表中2に掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- (6) 第5第3項第4号の表に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
- (7) 第5第3項第5号に掲げる環境要素に係る選定項目については、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- (8) 第5第3項第6号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握

できること。

- 2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。
- 3 事業者は、第1項による調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 4 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行うものとする。
- 5 事業者は、第1項による調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

第7 参考手法

- 1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、別表第1に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握したうえで、参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第4の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。
- 2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。
 - (1) 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
 - (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
 - (3) 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
 - (4) 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考となる調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。
- 3 第1項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。
 - (1) 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ウ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

第8 環境影響評価の項目に係る調査の手法

1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、第7に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

(1) 調査すべき情報

選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報。

(2) 調査の基本的な手法

市、新潟県又は国が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。

(3) 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。）

対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域。

(4) 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。）

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

(5) 調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。）

調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

- 2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の基本的な手法を選定するものとする。
- 3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動の少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を設定するものとする。
- 4 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査の実施に伴う環境への影響をできる限り回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。
- 5 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。
- 6 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

第9 環境影響評価の項目に係る予測の手法

- 1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第7に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(1) 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあつ

ては、定性的に把握する手法)

(2) 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。）調査地域のうちから適切に選定された地域

(3) 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（以下「予測地点」という。）

選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）

供用開始後の定常状態及び影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る。)、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 前項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え、中間的な時期での予測を行うものとする。

3 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。

4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、市、新潟県又は国が有する情報を収集して設定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、市、新潟県又は国が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるように整理するものとする。

5 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規

の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

第 10 環境影響評価の項目に係る評価の手法

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 調査及び予測の結果並びに第 12 第 1 項の規定による環境の保全のための措置の検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- (2) 市、新潟県又は国が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- (3) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

第 11 環境保全措置に関する指針

対象事業に係る条例第 5 条第 2 項第 2 号に規定する環境の保全のための措置に関する指針については、第 12 から第 15 までに定めるところによる。

第 12 環境保全措置の検討

- 1 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断され

る場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して市、新潟県又は国による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響をできる限り回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償又は付加するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

第 1 3 検討結果の検証

事業者は、第 1 2 第 1 項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

第 1 4 検討結果の整理

- 1 事業者は、第 1 2 第 1 項の規定による環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- (1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- (2) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- (4) 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- (5) 代償措置にあつては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
- (6) 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

- 2 事業者は、第 1 2 第 1 項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものと

する。

第 15 事後調査

事業者は、次に掲げるいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するため事後調査を行うものとする。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合
- (2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合
- (3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (4) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
- (5) 環境要素に係る環境影響を受けやすい地域において事業を実施する場合
- (6) 環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域において事業を実施する場合
- (7) 環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域において事業を実施する場合

第 16 事後調査の項目等の選定に関する指針

- 1 対象事業に係る条例第 5 条第 2 項第 3 号に規定する事後調査の項目及び当該項目に係る調査の手法を選定するための指針については、次に定めるところによる。
- 2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
 - (2) 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
 - (3) 事後調査の実施に伴う環境への影響をできる限り回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
 - (4) 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。
- 3 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明ら

かにするよう努めるものとする。

(1) 事後調査を行うこととした理由

(2) 事後調査の項目及び手法

(3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針

(4) 事後調査の結果の公表の方法

(5) 市、新潟県又は国その他の事業者以外の者（以下「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容

(6) 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

(7) 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

4 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。

第17 方法書の作成

1 事業者は、条例第7条第1項の規定により対象事業に係る方法書に同項第2号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 対象事業の種類

(2) 対象事業の規模

(3) 対象事業実施区域の位置

(4) 事業活動の概要

(5) 対象事業の計画の策定に至った検討の状況（対象事業の計画策定段階における環境の保全の見地から行った対象事業の計画地の選定、周辺土地利用との調和、改変面積の最小化等に係る検討及び配慮の内容を含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第7条第1項第3号に掲げる対象事業が実施される区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲内であると認められる地域の概況を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）

を第4第1項第2号に掲げる地域特性に関する情報の区分に応じて記載するものとする。

- 3 事業者は、対象事業に係る方法書に第1項第3号に掲げる対象事業実施区域の位置に関する事項及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。
- 4 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第7条第1項第4号に掲げる環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等に関する事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由（第5第1項の参考項目を選定しなかった場合にあっては、その理由を含む。）を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 5 事業者は、条例第7条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、対象事業に係る方法書において、その旨を明らかにするものとする。

第18 準備書の作成

- 1 事業者は、条例第15条第1項の規定により対象事業に係る準備書に条例第7条第1項第2号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 第17第1項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (2) 土地利用計画の概要
 - (3) 工事の実施に関する計画の概要
 - ア 土地の形状の変更に関する計画
 - イ 用いられる主要な工法
 - ウ 工事を実施する期間
 - エ 工程計画
 - オ 仮設工作物を設置する場合にあっては、仮設工作物に関する事項
 - カ 土石の採取又は処分を行う場合にあっては、土石の採取又は処分に関する事項
 - キ アからカに掲げるもののほか、工事の実施に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
 - (4) 工事後の土地において行われる事業活動等の概要
 - ア 配置計画
 - イ 事業活動の種類

ウ 事業活動の規模

エ アからウまでに掲げるもののほか、当該土地において行われる事業活動に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することになるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第7条第1項第3号に規定する対象事業実施区域の位置に関する事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）及び必要に応じ市、新潟県若しくは国、専門家その他の者からの聴取又は現地の状況の確認により把握した結果を、第4第1項第2号に掲げる地域特性に関する情報の区分に応じて記載するものとする。

3 事業者は、対象事業に係る準備書に第1項第1号に掲げる事項のうち第17第1項第3号に掲げる対象事業実施区域の位置に関する事項及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

4 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第15条第1項第5号に掲げる環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由（第5第1項の参考項目を選定しなかった場合にあっては、その理由を含む。）を明らかにするものとする。

5 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第15条第1項第7号アに掲げる調査結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたものを記載するに当たっては、次の事項の概要を併せて記載するものとする。

(1) 第8第5項、第9第3項から第5項まで及び第10第3号において明らかにできるようにするものとされた事項

(2) 第8第6項において比較できるようにするものとされた事項

6 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第15条第1項第7号イに掲げる環境保全のための措置に関する事項を記載するに当たっては次の事項を記載するものとする。

(1) 第12の規定による環境保全措置の検討の状況（検討の経緯並びに事業位置、基本的構造、工期及び運用条件等の内容を含む。）

(2) 第13の規定による検証の結果

(3) 第14各号に掲げる検討の結果の整理に関する事項

7 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第15条第1項第7号ウに掲げる対象事業に係る環境影響の総合的な評価に関する事項を記載するに当たっては、同号ア及びイに関する事項並び

に同項第 8 号に掲げる事後調査の計画に関する事項の概要を一覧できるよう取りまとめて記載するものとする。

8 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第 15 条第 1 項第 8 号に掲げる事後調査の計画に関する事項を記載するに当たっては、第 16 第 3 項により明らかにされた事項を記載するものとする。

9 事業者は、条例第 15 条第 2 項の規定により 2 以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合にあっては、対象事業に係る準備書において、その旨を明らかにするものとする。

第 19 評価書の作成

1 第 18 の規定は、条例第 24 条の規定により事業者が対象事業に係る評価書を作成する場合について準用する。

2 事業者は、条例第 24 条の規定により対象事業に係る評価書を作成するに当たっては、対象事業に係る準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

第 20 事後調査報告書の作成

事業者は、条例第 34 条第 2 項の規定による対象事業に係る事後調査報告書には、条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事後調査の項目及び手法

(2) 事後調査の結果

(3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

(4) 前各号に掲げるもののほか、事後調査に関し必要な事項

第 21 環境影響を受ける範囲と認められる地域

1 対象事業に係る条例第 7 条に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって 1 以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

2 対象事業に係る条例第 18 条に規定する関係地域は、環境影響評価の結果によって 1 以上の環境要素に係る環境影響を受けおそれがあると認められる地域とする。

附則

この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別図 1 環境影響評価及び事後調査の実施手順

